

タイトル	現代中国の環境論（八）：「中国における廃棄電気器具・電子製品の回収処理過程と法制建設」（2010）
著者	钟，卫红；鈴木，光；Zhong, Weihong; SUZUKI, Hikaru
引用	北海学園大学法学研究，48(2)：367-408
発行日	2012-09-30

現代中国の環境論 (八)

——「中国における廃棄電気器具・

電子製品の回収処理過程と法制建設」(2010)——

钟 卫 红 (Zhong Weihong) 著
鈴木 光 (Suzuki Hikaru) 訳

目次

要旨

キーワード

I 序言

II 中国の廃棄電気器具・電子製品の回収処理活動が無秩序

化した原因の分析

一 正規の回収ネットワークの欠如

二 分解処理業に関する法律上の資質制限の長期にわたる

(一) 移動性行商人が戸別訪問して買い上げる

(二) 家庭用電気製品販売商による下取り販売を通じての回収

(三) 捨てる

(四) その他の経路…寄贈、地域社会の回収所、引越会社、中古品市場での回収、山積み放置など

料 不存在

III 中国における廃棄電気器具・電子製品の回収処理試験
一 第一段階…循環経済の「不用または中古の家庭用電気製品回収利用」試験（二〇〇三年二月～二〇〇九年一月）

（一）試験の基本的状況

（二）試点過程に応じて制定された法律

（a）「固体廃棄物による環境汚染を防止するための法律」

（b）「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則」

（c）「循環経済促進法」

（d）「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則」

二 第二段階…「条例」の実施と合わせて行う試験（二〇〇九年二月～）

（一）「条例」のおもな内容

（a）「条例」の調整範囲

（b）拡大生産者責任制度

（c）さまざまな経路による回収と集中処理制度

（二）政府の財政部門が補助する家庭用電気製品下取り

販売試験

三 回収体系の改革…再生資源回収体系試験

IV 将来の課題と展望

一 EPR原則の導入の程度

二 回収体系の建設

三 地方政府の責務

謝辞

著者紹介

原注

訳注

訳者あとがき

【要旨】

現在中国では、次第に電気器具・電子製品の廃棄のピーク期を迎えつつあるが、相応の立法規範が欠如しているため、その回収・処理活動は基本的に無秩序の状態を呈しており、環境と人体の健康にきわめて大きな危害を及ぼしている。そのおもな原因には、正規の回収（収集）ネットワークが不十分であること、および分解処理業に関する法律上の資質制限

が長期にわたり設けられていなかったこと、の二つの側面がある。これらの問題を解決するため、国は、不用または中古の家庭用電気製品の回収・処理試験、政府の財政部門が補助する下取り販売試験、および再生资源回収体系建设試験を推進した。これらの試験は、規範に合った回収体系を確立することが一貫して問題の核心であること、比較的実行し得る経路は地域社会の回収所を基点とする回収（収集）ネットワークであること、を反映している。法制建設の領域においては、「廃棄電気器具・電子製品回収処理管理条例（废弃电器电子产品回收处理管理条例）」の公布が示すように、中国における廃棄電気器具・電子製品回収処理法制が次第に体系化されつつある。同条例はさまざまな回収経路と集中処理制度を定め、分解処理企業の数居を高くし、生産者は環境に配慮した設計をすること、および廃棄電気器具・電子製品の処理を特定目的とする基金を納める責任を負うべきことを規定した。本「条例」は原則的な条項によりその多くを占められているため、今後、EPR原則の実施、回収体系の完備、地方政府機能の強化などの課題をめぐり、一連の附属的規則を制定する必要がある。

【キーワード】

中国 廃棄電気器具・電子製品（废弃电器电子产品）
 さまざまな回収経路（多渠道回收） 集中処理（集中处理）
 大生産者責任（扩大生产者责任） 拡

On the Process and Construction of Legal System of Recovery and Disposal of Waste Electrical and Electronic Equipment in China

Zhong Weihong

Abstract: At present, China has gradually entered the peak of waste electrical and electronic equipment (WEEE). Due to the lack of corresponding legislation, its recovery and disposal are basically in a state of disorder, and such a situation has brought great harm to the environment and human health. The reasons might be classified into two kinds: lack of regular network of collection, and no restriction on qualification of processing industry for a long-term. To address this issue, the Chinese central government has promoted several projects, including the "Pilot

Project of Recovery and Disposal of Used Household Appliances”, “Pilot Project of Giving Subsidies to Buy New Home Appliances while Phasing out Used Ones”, and “Pilot Project of Construction of Renewable Resources Recovery System”. These pilot projects proved that the establishment of a standardized collection system has always been the core issue and the community-based collection network is more viable in China. On the building of the legal system, the promulgation of the Regulations on the Administration of the Recovery and Disposal of Waste Electrical and Electronic Equipment marked the legal system creation of the recovery and disposal of WEEE in China. It introduces multiple-channel collection and centralized treatment system. It also raises the qualification requirements of processing enterprises, and stipulates that the producers should promote design-for-environment and make contribution to the fund earmarked for processing WEEE purposes responsibilities. Since the regulation is only a framework, it should be improved by formulating a series of specifications focusing on the

perfection of the collection system, implementation of EPR principle, strengthening the administration of the local government.

Key words: China WEEE multiple-channel collection centralized treatment EPR

I 序言

中国は、経済の急速な発展に伴い、電気器具・電子製品の生産・消費大国になった。国家統計局の示した数値によると、一九九〇年代以来、中国の都市と農村の住民が所有する家庭用電気製品の数は大幅に増加している（注1）（図1・2・1、2・2）。国家環境保護部の推計に基づく、二〇〇六年の中国におけるおもな電気器具・電子製品の社会全体の保有量は、テレビ約四億九〇〇万台、電気冷蔵庫約二億二〇〇万台、洗濯機約二億六〇〇万台、空気調節機約一億五〇〇万台、コンピュータ約八〇〇万台、合計一二億台である。二〇〇六年におけるこれら五種類の製品の実際の廃棄量は、テレビ約四六〇万台、電気冷蔵庫約二二〇万台、洗濯機約二五〇万台、空気調節機約一四〇万台、コンピュータ約

二〇〇万台、合計一二六〇万台である。このほか、さらに毎年大量の携帯電話、複写機、ファクシミリ機、およびプリンター等の電子製品が廃棄処分となり、捨てられている(注2)。

廃棄電気器具・電子製品(注3)には、鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ塩化ビニール、臭化阻燃剤等の有毒・有害物質が大量に含まれており、処理が不適当な場合は、環境や人体の健康にきわめて大きな危害を及ぼす。他方、廃棄電気器具・電子製品には、鉄、アルミニウム、銅、ガラスや各種の希少金属(レアメタル)、および回収・利用に供し得るプラスチック等のさまざまな資源が豊富に含まれるので、「それらの」再生利用が可能であれば、資源が日に日に欠乏していくという問題を解決するのに役立つ。中国における廃棄電気器具・電子製品の再生利用は、相応の立法規範が欠如しているため、基本的に無秩序状態にある。いくつかの地区には、廃棄電気器具・電子製品を手作業で分解処理する個人経営の工場が非常に多く存在するが、「こうしたところでは」短期間のうちに効果と利益を得ようとして、野焼きをしたり、強酸に浸すなど、原始的かつ旧式の方法で貴金属を取り出し、排気ガス・廃液・固形廃棄物を自由に排出

図-2・1 中国の都市と町における家庭百軒当たりの家庭用電気製品保有台数(注1)

(単位:台)

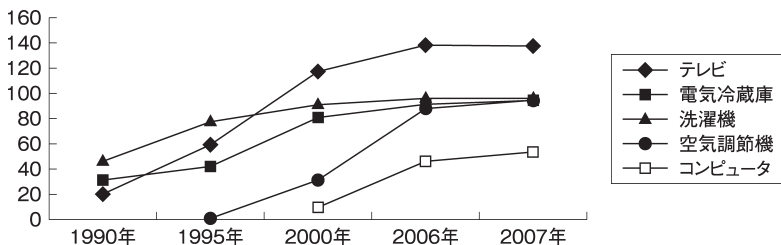
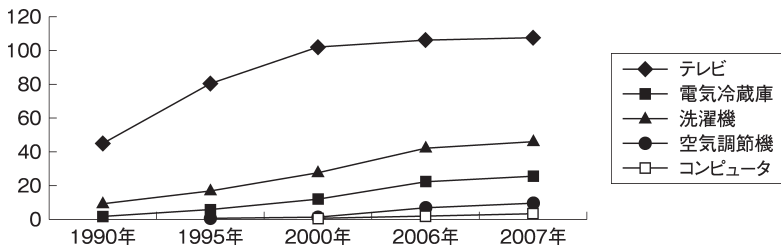


図-2・2 中国の農村における家庭百軒当たりの家庭用電気製品保有台数(注1)

(単位:台)



料し、大気・土壌および水に深刻な汚染をもたらし、人の健康に損害を与えた。このうち、国際社会に比較的大きな影響を与えたのが、浙江省の台州や広東省の貴嶼地区などの例である。たとえば広東省の貴嶼鎮は、二〇〇〇年代の初めからメディアに取り上げられ、世にその名が知られるようになった。メディアの言葉を借りると、「当該地域における」廃棄電気器具・電子製品の処理方法は、「一九世紀の加工技術を用いて、二一世紀のゴミを処理する」ものであり、こうした方法は資源の浪費をもたらし、環境と人の健康にきわめて大きな危害を及ぼした。以下に示す表は、貴嶼鎮で生まれ、かつ「貴嶼鎮に」長期的に居住している一〇六歳児の平均血中鉛レベルと鉛中毒率が、いずれも隣接する陳店鎮よりもはるかに上回っていることを表している（表・1・1）（注4）。

表・1・1 一〇六歳児の血中鉛レベルと鉛中毒率の対比（注4）

地 区	平均血中鉛レベル	鉛中毒率
貴嶼鎮	一五三・〇 ± 五七・九	八一・八〇%
陳店鎮	九九・四 ± 四〇・五	三七・三〇%

ここ数年来、国は徐々にこの問題をきわめて重視するようになった。国は、二〇〇三年に、浙江省、青島市、広東省貴嶼鎮を、不用または中古の家庭用電気製品および電子製品回収処理体系の試験部門と定め、廃棄電気器具・電子製品の規範的回収処理の試験モデルを積極的に組織し推進した。商務部は、二〇〇六年以降、北京、上海、西安などの二四都市において、再生資源回収体系を作り上げる試験活動を行った。二〇〇九年六月からは再び北京、上海、広東などの九つの省と市が、下取り販売方式による不用または中古の家庭用電気製品の回収体系試験を発表した。法制建設の領域においては、中国は二〇〇四年に「固体廃棄物による環境汚染を防止するための法律（固定廃物汚染環境防治法）」を改正し、二〇〇六年には中国版RoHS——すなわち「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則（電子信息产品污染控制管理办法）」および「再生資源を回収管理するための規則（再生资源回收管理办法）」を公布した。二〇〇七年には「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則（電子废物污染环境防治管理办法）」を、二〇〇八年には「循環経済促進法（循环经济促进法）」を公布した。また同年には、二〇一一年一月一日施行予定の中国版WEEE——

すなわち「廃棄電気器具・電子製品回収処理管理条例（废弃电器电子产品回收处理管理条例）」（以下「条例」と略称）が公布された。同条例により、廃棄電気器具・電子製品の回収処理活動の基本的枠組みが構築され、当該領域における依るべき法が無い状態に終止符が打たれた。「条例」の実施に協力するため、二〇〇九年には「家庭用電気製品下取り販売実施規則（家电以旧换新实施办法）」と「家庭用電気製品下取り販売運送費補助規則（家电以旧换新运费补贴办法）」が、そして二〇一〇年には「廃棄電気器具・電子製品の処理に係る汚染制御技術についての規範（废弃电器电子产品处理污染控制技术规范）」が相次いで公布された。上述の法律、法規、および規則により、廃棄電気器具・電子製品の回収処理に関する法律体系は次第に作り上げられてきた（注5）。

しかしながら、これらの法律、法規、および規則は、中国の廃棄電気器具・電子製品の回収処理過程に存在する問題を効果的に解決できるであろうか。本稿の意義は、上述の法律、法規、および規則の実施過程とその効果を観察し、現にある問題と将来の発展の動向を探究することにある。本稿の第一部分では研究の背景と目的を説明し、第二部分では現在

の中国における廃棄電気器具・電子製品の回収処理活動が無秩序状態にある原因を分析した。第三部分では廃棄電気器具・電子製品の回収処理試験の過程とその間に公布された法律、法規、および規則を観察し、第四部分では将来直面するであろう課題を探究した。

II 中国の廃棄電気器具・電子製品の回収処理活動が無秩序化した原因の分析

一 正規の回収ネットワークの欠如

これまで中国では、廃棄電気器具・電子製品の回収が法律上強制されていなかったため、「これらの回収については」人々の長年にわたる社会生活のなかで、さまざまな経路の回収体系が自発的に形成されてきた（注6）（表1・2・2）。

（二）移動性行商人が戸別訪問して買い上げる

中国における不用または中古の物資を回収利用する歴史は、一九五〇年代の計画経済時代にまでさかのぼることができる。（当時は）物資が極端に不足していたことから、政府

は民衆に対し、経済発展を促進するため不用または中古の物資を少しずつためて売り渡すよう呼びかけた。たとえばプラスチック、ガラス瓶、古紙、不用または中古の金属から、アヒルの羽毛、ガチョウの羽毛に至るまで、すべての生活廃棄物は一定の価格で回収業者に売ることができた。回収業は、工業部門の「物資局（物資局）」と商業部門の「購入販売協同組合（供销社）」によって独占されており、前者はおもに産業廃棄物を回収し、後者はおもに生活廃棄物を回収した。

購入販売協同組合は全国各地に廃品回収所を設置し、都市から農村に至るまでの買い上げネットワークを作り上げた。しかしながら、一九九〇年代の改革開放以後、多数の購入販売協同組合が経営不振に陥り倒産する一方、多くの個人経営従業者が不用または中古物資買い上げ業界に参入してきた。これらの行商人は、中国のほぼすべての都市におり、三輪自転車や自転車などの簡単な交通手段を利用して街を移動し、あちこちの路地を訪ね歩き、家々を戸別訪問しては廃棄電気器具・電子製品を含む不用または中古の物資を買い上げるため「ゲリラ部隊（游击隊）」と呼ばれる。このような「買い上げ」方法は、消費者に行き届いた戸別訪問サービスを提供し、消費者が「不用または中古の物資を」自ら運ぶ手間や費

用を軽減し、かつ（買い上げ）価格も他の方法に比べわずかに高いため、各地においては通常この方法により回収される廃棄電気器具・電子製品の割合が最大の比率を占めている。

行商人たちが買い上げた廃棄電気器具・電子製品が一般に流れていく方向には、第一に中古品市場、第二に都市と農村の連接地区にある不用または中古の電子・電気器具製品集散地に運ばれたあと、個人経営の手作業による分解工場（作坊）に転売される、第三に（行商人が）自ら分解し、一部の金属やプラスチックのみを回収し、残りを捨て、資源の浪費と環境汚染を引き起こす、がある。移動性行商人はいかなる登録登記もしていないため、政府は（行商人を）効果的に監視・管理するすべがない。現在の中国において廃棄電気器具・電子製品の分解処理が無秩序状態にあるおもな原因は、移動性行商人が大量に存在し、それが廃棄電気器具・電子製品回収のおもな経路になっていることにある。

（二）家庭用電気製品販売商による下取り販売を通じての回収

大・中規模の各都市では、しばしば家庭用電気製品販売商

が下取り販売活動を通じて家庭用電気製品の販売を促進している。販売商は、中古の家庭用電気製品の価格を決定し、新品の家庭用電気製品の代金から差し引き、客に品物を届ける際、中古の家庭用電気製品を運び去る。下取り販売を通じて廃棄電気器具・電子製品を回収する方法は、家庭用電気製品販売商と製造業者が共同で発表したものであるが、製造業者は一般に、回収処理に直接関与せず、個人経営の回収業者に請け負わせる。それはおもに中古家庭用電気製品市場の経営者であり、「彼らは」回収した廃棄電気器具・電子製品をきれいに掃除し、補修あるいは新たに組み立て直したのち、中古品として売り出すか、または個人経営の分解業者に転売する。自ら廃棄電気器具・電子製品の再利用工場を建設したり、再利用工場と協同合意を取り交わしたりするのは、ごく少数の大型製造業者に限られているが、下取り販売を通じて回収される廃棄電気器具・電子製品は、こうした状況下になり限り正規の再利用工場に引き渡され処理されることはない(注7)。

(三) 捨てる

中国では、ごみの強制的な分類回収がまだ行われていないため、一部の家庭は廃棄電気器具・電子製品を普通の生活ごみとして捨てている。また中国には「くず拾い(拾荒者)」という特殊な人々がいる。その多くは都市にやってきた無職の農民で、各居民区を頻繁に行き交い、ごみ捨て場で不用または中古の物資を拾い、これを転売して生計を維持している。家庭から廃棄される電気器具・電子製品は自然とくず拾いに拾われ、中古市場あるいは個人経営の分解業者に転売される。

(四) その他の経路…寄贈、地域社会の回収所、引越会社、中古品市場での回収、山積み放置など

いくつかの機関や団体は、不用となった廃棄電気器具・電子製品、とりわけコンピュータを選別し、寄贈という形で西部地区、希望小学校などの貧困地区、および特定の集団に届け、再利用している。このほか、引越会社による回収、地域社会に設置される回収所による回収、中古品市場による戸別

料 訪問買い上げ（買い上げたのち、一般的には大型の中古品市場や集散地に集められる）、個人による山積み放置なども一定の比率を占めている。

資 以上をまとめると、現在中国における廃棄電気器具・電子製品の回収には、移動性商人を主とするさまざまな経路の回収モデルがあり、これと対応し合っているのが中古市場、正規の処理企業、個人経営の手作業工場といった多元化の流れである。このような混乱した流れがもたらす直接の結果は、第一に、厳格な検査を経ていない廃棄電気器具・電子製品が大量に社会に流入し、継続的に使用され、安全上重大な結果を招く隠れた原因になること、第二に、廃棄電気器具・電子製品の処理における資源化が十分に進まず、深刻な二次

汚染を引き起こし、環境を汚染するのみならず、人身の安全を直接脅かすことである。

二 分解処理業に関する法律上の資質制限の長期にわたる不存在

〔かつて〕中国政府は、廃棄電気器具・電子製品の危害を十分に重視しておらず、二〇〇八年二月一日に「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則」が施行されるまで、法律上、分解処理業に関する直接的な従業資格管理規定はおかれていなかった。一九九五年十月三〇日に制定され、二〇〇四年十二月二九日に改正された「固体廃棄物によ

表 1-2-2 北京市および天津市の廃棄電気器具・電子製品の回収経路（注 6）

				その他の			
				捨てる	寄贈または 転贈	山積み放置	中古品市場に よる買い上げ
北京	六〇%	一〇%	一〇%	一〇%			
天津	三三・五九%	三五・五二%		一二・四八%	一一・七四%	五・六六%	

る環境汚染を防除するための法律」は、「危険廃棄物の収集、貯蔵、処置に従事する経営活動単位は、県レベル以上の人民政府の環境保護行政主管部门に経営許可証を申請し、これを受領しなければならない」と規定した。危険廃棄物一覧表は当時の国家環境保護総局が関連の主管部门と連合共同して制定した。しかし廃棄電気器具・電子製品は危険廃棄物として管理し得るだろうか。法律施行当時適用された「国家危険廃棄物一覧表（国家危険废物名录）」（一九九八年版。現在はすでに失効）の説明によると、「まず」国が「危険廃棄物鑑別基準（危险废物鉴别标准）」を定める。そして「国家危険廃棄物一覧表」に列記されている廃棄物類別のうち、鑑別基準を上回るものを危険廃棄物とし、国家危険廃棄物管理の範囲内に組み入れる。鑑別基準を下回るものは、「たとえ「国家危険廃棄物一覧表」に列記されていても」国家危険廃棄物管理には組み入れない。（このように）「国家危険廃棄物一覧表」に列記される廃棄物はすべて（「危険廃棄物鑑別基準」に照らし）鑑別することになっていた。鑑別を経えない廃棄電気器具・電子製品は、それがどのような種類であれ、危険廃棄物に組み入れることはできず、法律執行コストの増加と複雑化をもたらした。新版の「国家危険廃棄物一覧

表」（二〇〇八年八月一日より実施）が、一覧表を主とし、鑑別の基準と方法を補助的なものとする認定方法を採用したのは、二〇〇八年になってからである。「以下に列挙する情況のうちひとつを備えている固体廃棄物および液体廃棄物は、本一覧表に組み入れる。（一）腐食性、毒性、可燃性、反応性、または感染性などの危険な特性を、一種類または数種類有しているもの。（二）危険な特性を有することを否定するものではないが（＝危険な特性を有するかどうか定かではないが）、環境または人体の健康に有害な影響をもたらす可能性があり、危険廃棄物に照らして管理すべきもの。」これら二つの基準によれば、廃棄電気器具・電子製品は危険廃棄物に属するべきである。

このほか、廃棄電気器具・電子製品と比較的密接に関連する行政法規、規則、およびその他の規範性文書としては、「危険廃棄物経営許可証管理規則（危险废物经营许可证管理办法）」（國務院・二〇〇四年）、「廃棄物の輸入および環境保護管理に関する暫定規定（废物进口环境保护管理暂行规定）」（国家環境保護局等・一九九六年）、「廃棄物の輸入および環境保護管理に関する暫定規定の補充規定（关于废物进口环境保护管理暂行规定的补充规定）」（国家環境保護局

料等・一九九六年)、「危険廃棄物移動伝票管理規則(危険廃物转移联单管理办法)」「(国家環境保護總局・一九九九年)、「危険廃棄物による汚染の防除技術に関する政策(危険廃物污染防治技术政策)」「(国家環境保護總局等・二〇〇一年)、「廃棄電池による汚染の防除技術に関する政策(废电池污染防治技术政策)」「(国家環境保護總局等・二〇〇三年)、「廃棄電子設備の環境管理強化に関する公告(关于加强废气电子设备环境管理的公告)」「(国家環境保護總局等・二〇〇三年) (訳注1) 等がある。これらの規範性文書は、廃棄物の輸入、中継輸送、および処置についての規定し、衛生的な生産、回収、再生、および循環利用については規定していない(注8)。

III 中国における廃棄電気器具・電子製品の回収処理試験

貴嶼の問題がメディアに暴露されると、そのマイナス面の影響は瞬く間に全世界に伝えられた。その後、浙江省台州地区温嶺(温岭)市や広東省清遠(清远)市龍塘鎮(龙塘镇)でも類似の情況が発生した(注9)。外部からの関心と圧力を受けた中央政府は、廃棄電気器具・電子製品の回収処理情

況に関心を持つよう直接促されることになり、二〇〇三年二月より、一連の試験活動を展開し、次々と関連立法を公布した。

第一段階…循環経済の「不用または中古の家庭用電気製品回收利用」試験(二〇〇三年一月〜二〇〇九年一月)

第一段階の試験のおもな目的は、廃棄電気器具・電子製品ののための規範に合った分解処理工場を設立し、試験過程において徐々に法律規範を制定し、分解業への参入許可に関する資格を設定することにあった。

(一) 試験的基本情况

二〇〇三年十二月、国家発展と改革委員会は、廃棄電気器具・電子製品の回收利用問題を解決するため、浙江省、青島市、および広東省貴嶼鎮を、不用または中古の家庭用電気製品の回収利用領域における第一回目の循環経済試験単位と決定し、その後浙江省と青島市の試験項目、および北京市、天

津市の廃棄電気器具・電子製品モデルプロジェクトを、第一回目の資源総合利用項目国債投資計画に組み入れた。

これらの試験地域は、それぞれ規範に合った廃棄電気器具・電子製品処理工場を建設したが、稼働後間もなく、次から次へと、「鍋に入れるべき米が無い（＝処理すべき廃棄電気器具・電子製品がない）」という苦境に直面した。たとえば青島の試験企業である新天地静脈産業園（新天地静脈产业园）は、年間六〇万台の廃棄電気器具・電子製品を処理できるように設計されていたが、営業開始から二年余りで処理したのは二〇万台にすぎず、絶えず「食べ足りない（＝物足りない）」状況にある（注10）。その原因は、環境保護に多額の資金を投じたことにある。企業資金がおもに設備投資と日常的な稼働費用の支払いに充てられていたのである。「一方」個人経営の手作業工場は、環境保護に資金を投入せず、処理費用が低廉であるため、商人やくず拾いから比較的高値で電子廃棄物を買付けることができる。このため電子廃棄物の大部分が個人経営の手作業工場に流れるのである。たとえば一五年間使用した二層式洗濯機の場合、個人経営の手作業工場の買付け価格は一台六〇元であるが、青島の正規の工場の買付け価格は四〇元である（注11）。

青島市、浙江省、および山東省の政府は、廃棄電気器具・電子製品の商品供給元問題を解決するため、二〇〇六年四月、二〇〇五年一月、および二〇〇八年五月に相前後して、地方政府規則や政府公文書の方式により（注12）、機関、事業単位、国有企業、部隊に対し、廃棄された廃棄電気器具・電子製品を試験企業に渡して処理すること、家庭用電気製品販売商と販売後のアフターサービス機構は、家庭用電気製品の生産企業と試験企業からの委託を受け、廃棄電気器具・電子製品を回収する義務があること、回収した廃棄電気器具・電子製品は必ず試点企業に売り渡さなければならず、自ら処理・販売してはならないことを要請した。しかし消費者が出す廃棄電気器具・電子製品については、試験企業に渡して回収・処理をさせるよう奨励するのみで、強制的な引き渡し義務までは定められなかった。

試験企業は、政府の後押しを得たもの以外にも、地域社会での回収、大型家庭用電気製品販売商との提携、インターネット上への取引場（プラットフォーム）の設置、取り引きのための無料ホットラインの開設などの方途を試験的に開拓している。こうした努力はすべて、一定程度において「ゲリラ部隊」に対抗し、廃棄電気器具・電子製品が正規の処理企業

料 へと流れるよう仕向け、「処理」企業が原材料に事欠く苦境を緩和した。しかし家庭と企業が出す大量の廃棄電気器具・電子製品の流れについては、これに焦点を合わせた措置が講じられていない。特筆すべきは、浙江省が試点過程において

「家庭用電気製品再利用における安全性能技術に関する要求（再利用家電安全性能技术要求）」（DB33/566-2005）という技術基準を公布し、マイクロナンピュータ、テレビ、洗濯機、家庭用電気冷蔵庫、部屋用空調節機の五種類を含む中古家庭用電気製品が受けるべき検査・検測項目および合格指標を確定したことである。「この技術基準は」再利用すべきか廃棄すべきかを区別する際の技術的根拠を提供した。

（二）試点過程に応じて制定された法律

（a）「固体廃棄物による環境汚染を防止するための法律」全国人民代表大会が一九九五年十月三〇日に制定し、二〇〇四年一月二十九日に改正された「固体廃棄物による環境汚染を防止するための法律」は、国は固体廃棄物による環境汚染の防止において、汚染者が法に基づく責任を負う原則を用いること、製品の生産者、販売者、使用者は「自らが」出す

固体廃棄物による汚染を、法に基づき防止する責任を負うことを規定している。第四章の「危険廃棄物による環境汚染の防止に関する特別規定（危険廃物污染环境防治的特別規定）」によると、危険廃棄物の収集、貯蔵、処理といった経済活動に従事する単位は、県レベル以上の人民政府の環境保護行政主管部門に経営許可証を申請し、これを受領しなければならないが、前述のように当時の「国家危険廃棄物一覽表」に照らすと、廃棄電気器具・電子製品を危険廃棄物に含めて管理することが可能かどうかは必ずしも明確ではなかった（注13）。このほか同法第一八条第二項は、「法律上、強制回収目録に含められている製品および包装物を生産、販売、輸入する企業は、国の関連規定にしたがい、当該製品および包装物を回収しなければならない」と定め、固体廃棄物「による環境汚染」防止の領域にはじめて拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility, EPR）の原則を導入した。これは原則的な規定にすぎないが、今後、廃棄物管理法にEPR原則を適用する基礎を築いたといえよう。

(b) 「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則」

国家工商行政管理総局、税関総署（海關總署）、国家發展と改革委員會（國家發展和改革委員會）、國家環境保護總局、國家品質監督檢查檢疫總局（國家質量監督檢驗檢疫總局）、商務部、情報産業部（信息產業部）が二〇〇六年二月二八日に公布し、二〇〇七年三月一日より実施した「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則」、すなわち中国版RoHS（Restriction of Hazardous Substances）は、生産、販売、輸入する電子情報製品（注14）に用いられる有毒・有害物質あるいは元素は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB（ポリ臭化ジフェニル）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）、および国が定めるその他の有毒・有害物質あるいは元素を含め、かならず国の定める基準および業界内基準に適合していなければならない、と定める。電子情報製品による汚染を制御するため重点管理目録制度が実行されているが、これは電子情報製品の種別、使用が制限される有毒・有害物質あるいは元素の種類、およびその使用が制限される期限や構造に関する目録であり、実際の状況や科学技術の発達レベルに基づき、年々修正される。「電子情報製

品による汚染を制御・管理するための規則」は、電子情報製品に含まれる有毒・有害物質の制御過程を二段階に分けて定めている。第一段階は情報公開義務である。本規則の実施が始まると、電子情報製品の生産者および輸入者は、市場に供給する電子情報製品に含まれる有毒・有害物質あるいは元素を注記しなければならない。すなわち、有毒・有害物質あるいは元素の名称、含有量、〔有毒・有害物質あるいは元素を含む部品名、および回収利用の可否等を明示しなければならない。製品の体積あるいは機能上の制約から製品そのものに注記できない場合は、製品の説明書の中に明記しなければならない（第一三条）。第二段階は、製品の原材料を基準に適合させる責任である。「電子情報製品による汚染を制御するための重点管理目録（电子信息产品污染控制重点管理目录）」に掲載されている製品は、有毒・有害物質を別の物質に換えるか、〔有毒・有害物質の〕数量制限基準を満たすようにし、かつ強制認証（CCC認証）を得なければ、市場に供給することはできない（第一九条）。

「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則」が調整の対象とするのは、電子情報製品の設計、生産、販売、および輸入の過程における行為であり、電子情報製品が

廃棄されたあとの回収処理などは調整の範囲外にあるが、「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則」の立法趣旨のひとつは、電子情報製品が廃棄された後の分解・処理に供し、電子情報製品の廃棄後に引き起こされる環境汚染を減少させることであり、電子情報製品の設計・生産に当たって環境に優しい製品を設計・生産するよう求めている。これはEPRの有益な構成要素である。

(c) 「循環経済促進法」

二〇〇八年八月二十九日に全国人民代表大会が可決し、二〇〇九年一月一日より施行された「循環経済促進法」は、生産、流通、および消費などの過程における減量化、再利用、資源化活動（すなわち循環経済）を提唱する。同法は、廃棄電気器具・電子製品の回収処理に関し、さらなる規定をおいた。これを具体化したものが、生産者に課される環境に配慮した設計をする責任（绿色设计责任）と再利用製品への標識責任である。まず環境に配慮した設計をする責任とは、分解・処理の過程で環境汚染を引き起こす可能性のある電気器具・電子等の製品に関するものであり、国が使用を禁じている有毒・有害物質を使用する設計をしてはならないというも

のである。その具体的な一覧表は、国務院循環経済發展綜合管理部門が、国務院の環境保護等の関連主管部門と連合共同して定める（第十九条第二項）。つぎに、再利用製品への標識責任とは、回収した電気器具・電子製品を修理して販売する場合は、再利用製品の基準を満たし、かつ再利用製品であることを示す標識を分かりやすい場所に明示しなければならないというものである。回収した電気器具・電子製品のうち、分解と再利用が必要なものは、「一定の」条件を備えた分解企業に売り渡さなければならない（第三十九条）。この二つの規定には、いずれも罰則が設けられている（第五一条、第五六条）。

(d) 「電子廃棄物による環境汚染を防除し管理するための規則」

「電子廃棄物による環境汚染を防除し管理するための規則」とは、もともと国家環境保護総局が二〇〇七年九月七日に制定し、二〇〇八年二月一日より施行されたものである。同規則は、電子廃棄物の分解、利用、処理に起因する環境汚染の防除にはじめて焦点を当てた部門規則であり、そのもつとも有意義な規定は資質管理制度である。「電子廃棄物によ

る環境汚染を防除し管理するための規則」は、中国では電子廃棄物処理の許可管理制度を定める法律や行政法規がないことを前提に、環境影響評価と商工登記管理を結びつけた名簿公示制度を創設した。電子廃棄物の分解、利用、処理に関する建設プロジェクト（を実施するに）は、所在地の区を設置する市レベル以上の地方人民政府の環境保護行政主管部门に環境影響評価文書を報告し許可を得なければならない。建設プロジェクトの竣工後は、当該建設プロジェクトの環境影響評価文書を審査・許可した環境保護行政主管部门に対し、当該建設プロジェクトが講ずべき環境保護措置の査収を申請しなければならない。環境保護措置の査収には、下記の内容が含まれる。①付設の環境保護施設は完成しているか、②関連する専門的な資質を有する技術員を配置しているか、管理員と操作員を育成・訓練するための制度と計画があるか、③電子廃棄物の経営状況の記録簿制度が作られているか、④日常的な環境監視測定制度が作られているか、⑤完全な分解、利用、あるいは処理をすることが困難な電子廃棄物、およびその他の固体廃棄物、または液体廃棄物の適切な利用・処理案が実現可能なものであるか、⑥処理される電子廃棄物にそれぞれ適応した分類、包装、車両、およびその他の収集設備が

備わっているか、⑦火災、爆発、化学品の漏れ等に起因する突発的な環境汚染事件を防ぐための応急的な仕組みが作られているか（第六条）。環境影響評価文書の審査・許可を担当する県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部门は、下記の条件を備えた単位（個人経営の企業体を含む）を電子廃棄物分解利用処理単位（個人経営の企業体を含む）の臨時名簿に適時に加え、かつ①すでに法に基づき商工業登記手続を済ませ、営業許可証を取得したこと、②建設プロジェクトの環境保護措置は環境保護行政主管部门の査収を経て合格していること、を公表しなければならない。臨時名簿に加えられる単位（個人経営の企業体を含む）は、この三年以内に、環境保護に関する法律・法規に二回以上（二回を含む）違反したことがなく、以下のような違法行為、すなわち①国または地方が規定する汚染物排出基準を超える汚染物を排出する、②（自らが）発生させた固体廃棄物または液体廃棄物を自由に投げ捨てたり山積みしておいたりする、③分解、利用、または処理が不完全な電子廃棄物を、名簿に掲載されかつ相應の経営規模を備えた分解利用処理単位（個人経営の企業体を含む）以外の単位または個人に提供または委託し、分解・利用・処理活動に従事させる、④環境監視測定データや経営状

況記録を粉飾する、などの違法行為が無かったものは、環境保護部門により電子廃棄物分解利用処理単位（個人経営の企業体を含む）名簿に加えられ、公表され、定期的に調整される（第七条）。未だ臨時名簿や名簿に加えられていないにもかかわらず電子廃棄物を分解・利用・処理するものに対しては、違法行為の停止が命ぜられ、かつ（環境保護措置の査収にまだ合格していないものは）一〇万円以下の行政上の罰金、または（まだ営業許可証を取得していないものは）五万元以上五〇万円以下の行政上の罰金に処せられる（第二〇条）。名簿管理制度の長所は、第一に、環境保護部門による管理を容易にし、合格経営者と違法経営者をすみやかに区別できることにある。第二に、大衆が監督し易くなり、違法経営者をたやすく識別し摘発通報できることにある。このほか「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則」は、電子廃棄物の分解・利用・処理活動に対する日常的な監視管理制度を強化した。（すなわち）分解利用処理単位（個人経営の企業体を含む）は、日常的な監視測定および経営状況記録簿制度を作らなければならない（第九条）。

「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則」は、電子廃棄物処理実行資質管理制度をはじめて明らか

にした。これはすなわち、環境保護施設の査収と商工登記手続をかならず求め、自然人（注15）が電子廃棄物の分解・利用・処理に従事することを禁じ、以て電子廃棄物が無秩序に分解されている状態を改善し、二次汚染を減少させようとするものである。しかしこの制度が設定している主体の資質に関する敷居は比較的低く、すなわち個人経営の商工業者（注16）が電子廃棄物を分解・利用・処理することを認めており、電子廃棄物の処理過程で発生する環境問題の解決には役立たない。電子廃棄物の処理には多額のコストを投入しなければならぬところ、一般に、個人経営の商工業者の資金と技術には限界があり、電子廃棄物の無害化処理に必要な長期的資金および技術を用立てることは不可能である。

第一段階の試験で解決できなかったおもな問題は、回収経路の問題である。家庭と企業から出される大量の廃棄電気器具・電子製品が、規範に合った経路を通じて回収されることはまずない。法制建設領域におけるおもな問題は、立法してもその効力が比較的弱く、特定項目に関する立法は環境保護総局による部門規則のみであり、かつその内容も分解処理業参入資格の設定と日常的な監視管理の範囲に限定されていたことである。加えて、生産者・販売者・消費者・地方および

中央政府などの各関連利益主体の権利義務についても定められなかった。

二 第二段階…「条例」の実施と合わせて行う試験（二〇〇九年二月）

第二段階は「条例」の公布に始まる。「条例」の実施に協力するため、政府の財政部門が補助する家庭用電気製品下取り販売試験活動が展開された。そのおもな目的は、廃棄電気器具・電子製品の回収を促し、廃棄電気器具・電子製品が規範に合った回収経路を通じて正規の分解処理工場へ流れるよう仕向けることにあった。

(一) 「条例」のおもな内容

国務院が二〇〇九年二月二五日に公布し、二〇一一年一月一日から施行予定の「廃棄電気器具・電子製品回収処理管理条例」は、メディアにより「中国版WEEE」と呼ばれている。これは歴史上大きな節目となる意義を有するものであり、廃棄電気器具・電子製品の回収処理をほぼ全面的に規定

したはじめての基本的な法律制度である。

(a) 「条例」の調整範囲

本「条例」は、名簿管理制度、すなわち国家発展と改革委員会、環境保護部、工業および情報化部が制定し、国務院に報告し、その批准を得た「廃棄電気器具・電子製品処理目録（废弃电器电子产品处理目录）」（以下「目録」と略称）の実施において適用される。目下のところ、政府はまだ「目録」を制定していないが、業界の意見および家庭用電気製品の下取り販売試験の種類に基づいて考えると、今後の進展方向は基本的に「四機一脳」の範囲に限定される傾向にある。すなわちテレビ、電気冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機、空気調節機、およびコンピュータである。

(b) 拡大生産者責任制度

「条例」は、国際的に広く用いられている拡大生産者責任原則（EPR）を受け入れた。経済協力開発機構（OECD）の提案によれば、製品生産者の責任は、製品消費後の処理と処置といった未尾的な責任にまで引き延ばされ、かつ製品生産前の材料選択と製品設計の源に対する責任にまで遡るべきで

料 資
ある。これには物理的責任と経済的責任が含まれる（注17）。「条例」が規定するEPRには、以下の二つの内容が含まれる。第一は環境に配慮した設計をする責任（绿色设计責任）である。生産者は資源の総合的な利用と無害化処理に資する設計計画を取り入れ、無毒・無害または低毒・低害ならびに回収利用しやすい材料を使用しなければならない（第一〇条）。しかし、こうした責任を生産者にどのように履行させるかについて、「条例」は何ら具体的措置を定めていない。第二は経済的責任である。生産者は規定に基づき廃棄電気器具・電子製品処理基金を納めなければならない。この基金は、予算に組み入れて管理され、廃棄電気器具・電子製品の回収処理費用の補助金として用いられる（第七条）。廃棄電気器具・電子製品処理基金の徴収基準は、目下のところ制定に向けなお検討中である。

（c）さまざまな経路による回収と集中処理制度

行商人を主とするさまざまな経路による回収方式は、中国における廃棄電気器具・電子製品の回収過程の効果的な制御を困難にし、最終的には分解業の無秩序状態を生み出す最大の原因となったが、この方式がすでに民衆に広く受け入れら

れていることに鑑みると、これを短時間のうちに立法を通じて強制的に変えることはあまり現実的ではない。このため「条例」は、現行のさまざまな経路による回収体系を維持するよう定めた（第五条）。しかし廃棄電気器具・電子製品の処理については、資格許可制度を設け、集中的に処理することとした。処理企業の資格は、区を設置する市レベルの人民政府の環境保護主管部門の審査を経て許可される（第六条）。その具体的な条件には、廃棄電気器具・電子製品の処理施設を完備していること、完全な処理をすることが困難な廃棄電気器具・電子製品の適切な利用または処理のための計画を有していること、処理済みの廃棄電気器具・電子製品に応じた仕分け、包装、およびその他の設備があること、安全、品質、および環境保護に関する専門技術者をおいていることなどが含まれる（第二三条）。資格の取得後は、さらに「中華人民共和国公司登記管理条例」等の規定に基づき登記を行い、はじめて廃棄電気器具・電子製品処理活動に従事できることになる（第二二条）。これはすなわち、「電子廃棄物による環境汚染を防除し管理するための規則」が規定する敷居を高くすることを意味している。つまり処理主体の資格を個人経営の商工業者から会社へと進化させたのである。

現在、一部の地域では、家庭内での手作業工場方式による分解処理活動が組織的に行われているが、この現状に鑑みると、取り締まりをしたり、短期間のうちに完全なる資格を有する企業に転化することはおそらく困難であるから、「条例」は例外規定をおいている。すなわち省レベルの人民政府の許可を得れば、廃棄電気器具・電子製品の集中処理場を設立することができると規定したのである（注18）。廃棄電気器具・電子製品の集中処理場は、汚染物集中処理施設を完備し、国または地方が制定する汚染物排出基準および固体廃棄物による環境汚染を排除するための技術基準に合致していることを確実に保証し、かつ本条例が定める、廃棄電気器具・電子製品が満たすべき国の資源综合利用、環境保護、労働安全、人体健康、技術と工芸に関する必要条件等の規定を遵守しなければならない（第三四条）。

「条例」の公布は、歴史上大きな節目となる意義を有するものであり、廃棄電気器具・電子製品の回収処理活動の基本的な枠組みを作り上げ、この領域における依るべき法が無い状態に終止符を打った。しかし「条例」は、原則的な条項が非常に多く、「条例」を徹底的に実現するにはなお多くの準備作業を要する。とりわけ必要なのは、規則と技術基準を系

統的に組み合わせることで制定することである。現在すでに公布されているものとして、「廃棄電気器具・電子製品の処理に係る汚染制御技術についての規範」がある。この規範は、廃棄電気器具・電子製品の収集、輸送、貯蔵、分解、および処理等の過程における汚染の防除および環境保護に関する制御内容と技術上の要求を定めている。今後さらに廃棄電気器具・電子製品の回収処理目録、廃棄電気器具・電子製品の回収方法、廃棄電気器具・電子製品処理基金の徴収および管理方法、廃棄電気器具・電子製品の処理・発展計画に関する指導的意見、廃棄電気器具・電子製品処理の資質許可に関する実施細則等を定める必要がある。このほか「条例」は、目下のところ、行商人を主とするさまざまな経路による回収方法について何らの対策も提示していない。

（二）政府の財政部門が補助する家庭用電気製品下取り販売試験

二〇〇九年六月二十八日、財政部、商務部、発展と改革委員会、工業・情報化部、環境保護部、工商総局（国家工商行政管理总局）、質検総局（国家品質監督検査檢疫总局）は、現

在の行商人を主とするさまざまな経路による回収方式を変え、廃棄電気器具・電子製品の流れる方向を規範に合わせるため、共同で「家庭用電気製品下取り販売実施規則」を公布した。これは、経済的な奨励措置を用いて、民衆と企業が廃棄電気器具・電子製品を取り引きするよう誘導するものであった。中央と地方の財政部門は二〇億元の資金を手配し（中央が八〇パーセント、地方が二〇パーセントを占める）、二〇〇九年六月一日から二〇一〇年五月三十一日まで、北京、天津、上海、江蘇、浙江、山東、広東、福州、長沙など九つの省と市において、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、空気調節機、コンピュータ等の五種類の家庭用電気製品の下取り販売試験を展開した。そのおもな内容は、①補助金の範囲内で中古家庭用電気製品を売り渡しかつ新しい家庭用電気製品を購入する消費者に対し、新しい家庭用電気製品の販売価格の一〇パーセントに相当する補助金を支給する。ただし（家庭用電気製品の）種類ごとに補助金の上限を定める（注19）、②一定の時間内に（家庭用電気製品）購入者から中古の家庭用電気製品を買い取り、指定分解処理企業に売り渡し、分解処理をさせる落札家庭用電気製品回収企業（注20）（以下、回収企業と略称）はすべて、運送費補助金を受け取ることが

できる、というものである。回収企業が回収する中古の家庭用電気製品は、かならずすべて指定分解処理企業に売り渡さなければならぬ。試験期間中、原則としてひとつの試験省あたりひとつまたは二つの分解処理企業を選び、ひとつの試験都市あたりひとつ（の分解処理企業）を選ぶ。指定を受けなかった分解処理企業は、下取り販売で回収した中古の家庭用電気製品の買い取りや処理をすることができない。「家庭用電気製品下取り販売実施規則」は、分解処理企業の条件を次のように規定する。すなわち、①「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則」に基づき、電子廃棄物分解利用処理単位名簿（臨時名簿を含む）に掲載されている独立法人単位であること。（ただし）個人経営の商工業企業体は含まない、②環境、品質、安全等に関する管理・技術員をおいていること、③不用または中古の家庭用電気製品の分解・処理に適応した分類、包装、貯蔵、分解、処理をするための関連施設および設備が備わっていること、④徹底的に処理することが困難な不用または中古の家庭用電気製品およびそれを分解することにより発生する産物について、それらを適切に利用または処理する計画があること、⑤家庭用電気製品下取り販売管理情報システムの記録を通じ、不用または中

古の家庭用電気製品の分解処理データを検査する能力があること。不用または中古の家庭用電気製品の経営状況記録簿制度を作り上げていること、⑥過去三年以内に、環境保護部門から関連の処罰を受けたことがないこと、である(第二十七条)。特筆すべきは、「家庭用電気製品下取り販売実施規則」が、分解処理企業には個人経営の商工業企業体を含まない、と明確に規定したことであり、これは「廃棄電気器具・電子製品回収処理管理条例」の規定とも合致する。

下取り販売による不用または中古の家庭用電気製品の回収効果は、驚くべきものであった。商務部が示した統計数値によると、八月二〇日に家庭用電気製品の下取り販売が始まって以来、最初の活動月は、九つの試験省および市において、一箇月で合わせて一七万三〇〇台の不用または中古の家庭用電気製品を回収した。第二活動月は、合わせて八〇万三三〇〇台の不用または中古の家庭用電気製品を回収した。これは前回の活動月と比較すると三七二パーセント増えたことになる。一〇月一五日の締め切りまでには、九つの試験省および市において累計一二万四二〇〇台の不用または中古の家庭用電気製品を回収した。二〇一〇年一月一四日の締め切りまでには、九つの試験省および市において、五大類別に属する

中古の家庭用電気製品を合わせて五〇〇万九〇〇〇台回収した。一月二四日の締め切りまでには、九つの試験省および市において、五大類別に属する中古の家庭用電気製品を合わせて五七二万一〇〇〇台回収した(注21)。

一方、下取り販売により消費者は大型家庭用電気製品売り場へと目を向けるようになり、廃棄電気器具・電子製品回収市場の買い取り量は直接減少した。商務部が発表した市場監視測定が明らかにしたところでは、試験省のひとつである山東省の省都・済南市を例にとると、七月の済南の廃棄電気器具・電子製品の月当たりの買い取り量は五万元未満であり、同じ時期の前回の値と比較すると六〇パーセント近くも減少した(注22)。

下取り販売は廃棄電気器具・電子製品を処理する指定企業の「米無しで飯を炊く(『必要条件が揃わなければいくら有能な人でも成功は望めない例え。無い袖は振れぬ』)」という難題を解決したが、同時に迅速な解決を要するいくつかの問題をも暴露した。

その第一は、分解能力が不足していることである。「中国消費者報(中国消費者報)」の記者の調査によると(注23)、試験初期においては、回収企業の倉庫に中古の家庭用

電気製品が手付かずで寝かされ山積みになっている現象が、どの試験地区でもあまねく見られた。そのおもな原因は分解企業がコストを考えていたため積極性に欠けていたことにある。「家庭用電気製品下取り販売実施規則」に基づいて支給される補助金には、消費者を対象とする家庭用電気製品補助金と、回収企業を対象とする運送費補助金の二種類があるが、分解企業に対してはいかなる補助金も支給されない。

「家庭用電気製品下取り販売実施規則」によると、分解企業はかならず回収企業から廃棄電気器具・電子製品を買わなければならないため、原材料、設備、処理費用などのコストが、分解企業の受け入れ能力を超えてしまう。このほか、下取り販売の取り扱い工程に基づくと、分解処理企業はさらに回収企業の運送費を立て替える必要があり、その後すぐ月ごとに財政部門に申請し、運送費補助金を受け取ることになっている。試験中期には、商務部、財政部、環境保護部、国家工商総局が、一部の試験省と市の分解能力が不足している問題に焦点を当て、試験省と市の環境保護主管部門に対し、現存する分解処理企業の潜在力を十分に引き出し、分解処理の進度を加速するよう促すことを求める共同通知を出した。必要時には、環境汚染を防止するという前提のもと、現在まだ

「電子廃棄物分解利用処理単位名簿」に掲載されていない企業を、家庭用電気製品下取り販売の指定分解処理企業に補充することができる。この場合、補充された企業は、限られた期間内に「名簿」に掲載されるための関連基準を達成しなければならない（注24）。しかし業界内の識者の中には、分解企業の敷居が非常に低いこと、そして本来名簿に載らないような企業を指定分解処理（企業）の名簿に掲載してしまうと、監視・管理に力を尽くさない限り、「二次汚染」および不用または中古の家庭用電気製品の「二次利用」が発生しかねない、と懸念する者もいる（注25）。

第二は、回収専門企業が積極性を欠いていることである。下取り販売試験において、もともと積極的であったのは家庭用電気製品販売企業である。「下取り販売は」新しい家庭用電気製品の販売を促進するからである。しかし回収専門企業はあまり積極的ではなかった。その主たる原因は、財政部が二〇〇九年八月二一日に公布した「家庭用電気製品下取り販売運送費補助規則」が定める運送費補助金基準が実際のコストより低かったことによる。「家庭用電気製品下取り販売運送費補助規則」に基づくと、運送費補助金とは、回収される中古の家庭用電気製品の類型、規格、運搬距離に応じて分

類・等級分けされた定額補助金が回収企業に与えられるというものである。「運搬距離」とは、回収企業の実地の所在地と分解処理企業の実地の所在地との間の公正な距離を指し、その具体的な基準は試験省と市の関係主管部門が査定し公表する。現実には回収企業は、競争力を高めるため、しばしば戸別訪問回収を行っているが、消費者の家から回収企業の実地の所在地までの距離に対する運送費には、補助金が支給されない。

第三は、回収された家庭用電気製品が、一律に分解企業に売り渡され処理されることである。回収される家庭用電気製品の中には、その性能から評価すると、「まだ」中古品として再利用することが可能なものも含まれているが、「これらを」一律に分解してしまうことは、「大量生産、大量消費、大量廃棄」への路線を発展させることになり、循環型社会の初志に反する。一年の試験期間終了後、厳格な区分基準、すなわち中古品として再利用するか、分解するかを検査する基準を設けるべきであろう。確かに中国中古品協会の「中古品質鑑定・中古の家庭用電気器具（旧貨品質鑑定・旧家用电器）」に基づく業種基準が、二〇〇六年三月一日より正式に実施され、中古の家庭用電気製品は検査を経なければ中古品

市場に送られないこと、「（中古品には）」「中古品」標識をはっきりと貼り付け、かつ使用年限を明記しなければならぬということが規定されているが、これらは推奨基準にすぎず、経営者に対する強制的拘束力はない。中古品市場で売られている中古の家庭用電気製品のうち、「中古品」標識が貼られているものはまず見当たらず、回収される家庭用電気製品の大部分は、厳格な検査を経ない。目下のところ、商務部と中古品業種協会は、これらの「推奨」基準を強制力のある国家基準にしようと奮闘しているところである。

第二段階の試験は、経済刺激手段を用いて、民衆と企業が廃棄電気器具・電子製品を取り引きするよう導いた。これは現在の進展状況を見る限り良い結果をもたらした。しかし試験終了後、政府の財政部門からの補助金支援がなくなれば、廃棄電気器具・電子製品の規範に合った回収をどのように確保するのだろうか。

三 回収体系の改革・再生資源回収体系試験

中国において、廃棄電気器具・電子製品は、おもに移動性行商人を通じて、生活廃品の回収と同時に回収される。その

回収体系は再生資源の回収系統の管轄下におかれる。廃棄電気器具・電子製品の回収体系の混乱状況は、再生資源回収体系全体のあり様を示している。すなわち目下のところ、再生資源回収企業は全国に五〇〇〇以上あり、回収ネットワークは一六万箇所、従業員数は一〇〇〇万人を超えるが（注26）、その経営秩序は依然として混乱しており、資源利用率は低く、二次汚染も深刻であり、再生利用のための技術基準や業種管理法規が欠如している等の問題がある。このため、再生資源回収体系を改革することは、廃棄電気器具・電子製品の回収に直接役立つ。商務部は、再生資源回収市場を規範に適合させ、再生資源の回収利用率を高め、環境を保護し、再生資源の回収体系を作り上げる速度を速めるため、二〇〇六年四月より、全国の二六都市において再生資源の回収体系を作り上げるための試験活動を始めた。試験目標のひとつは、地域社会の住民のための回収所、仕分けセンター、および集散市場を規範に合わせて改造し、「地域社会の回収所——仕分けセンター——集散市場」というモデルを通じて、都市で働く回収員の九〇パーセント以上を規範に合わせて管理し、地域社会の九〇パーセント以上に規範に合った回収所を設置し、再生資源の九〇パーセント以上を指定市場へ送り

込み、規範に合った取り引きと集中処理を行わせることにあ
る。そのおもな対策のひとつは、回収企業がチェーンストア
経営方式を用いるよう誘導することにある。すなわち移動性
行商人が大通りや路地をあちこち歩き回って回収するという
現在の方式を整理調整し直し、規範に合わせるようにし、
「売却し易くする」原則にしたがい、合理的な構成計画を立
て、統一計画、統一標識、統一的服装、統一価格、統一の
秤、統一車両、および統一的管理を作り上げ、規範に合った
固定式あるいは移動式の地域社会回収所を経営するよう導く
ことである（「七つの統一とひとつの規範（七統一和一規
范）」（注27））。

再生資源回収体系試験は、中央および地方（政府）から財
政上の支援を得た。財政部は、二〇〇七年より、再生資源回
收利用をサービス業の特定項目資金に含めることで援助して
いる。たとえば北京市と上海市はそれぞれ特定項目資金二〇
〇〇万元および四五〇〇万元を割り当て支給することで、試
験的建設活動を後押ししている。浙江省は、トップ企業に毎
年一〇〇〇万元の特定項目資金補助金を支給している。成都
市の財政部門は、環境に配慮している回収所に毎月それぞれ
五〇〇元の補助金を直接支給している。瀋陽市は回収ネット

ワーク体系の構築を請け負う単位に、政策的補助金三〇万円を支給している。査収に合格した回収所は、五〇〇元の補助金を受け取ることができる(注28)。

試験が重点的に解決しなければならない問題のひとつは、経営秩序が長期にわたり混乱しているという問題であった。二〇〇七年三月二十七日、商務部は、発展と改革委員会、公安部、建設部、もとの国家環境保護総局などの五部門と共同で「再生資源を回収管理するための規則」を公布し(二〇〇七年五月一日施行)、再生資源回収経営者に対し、商工登記をすること、および商務主管部門へ報告し記録を残すことを求める監視・管理制度の実施を確立した。〔これにより〕再生資源回収経営活動を行う場合は、商工行政管理の登記条件を満たし、営業許可書を受領してはじめて経営活動を行うことができることになった。さらに営業許可書の受領後三〇日以内に、登記地の商工行政管理部門と同等の商務主管部門あるいはその権限を授与された機関へ報告し、記録を残さなければならぬ。ただし規範に合った経営者には、再生資源の回収経営活動に携わる企業と個人経営の商工業企業体のみが含まれ(第三条)、数のうえで多数を占める移動性行商人は監視・管理の範囲内に含まれないため、行商人の監視・管理に

関する問題は依然として解決されていない。試験都市である浙江省永康市の経験によると、回収ネットワークの形成後、回収専門員の組織は増加していないものの、当該市にもともと存在した回収員の九五パーセント以上が管理体系に組み込まれた。(同市では)基本的に回収所を固定したうえで、移動性行商人を指導し規範化を進め、回収所から人名簿と「七つの統一とひとつの規範」制度を作り出し、移動しながら回収する不用または中古の物資をすべて統一的に回収所へ転送することで回収コストを抑え、移動性行商人の管理問題をも効果的に解決した(注29)。このほか、試験都市ではないが、――河南省鄭州市の人民政府が二〇〇五年七月二〇日に公布した地方政府規則――「鄭州市における再生資源を回収管理するための規則(鄭州市再生資源回收管理办法)」によって確立された管理モデルも参考に値する。それはすなわち政府部門による管理と業種協会による自律的な管理を結び付けたモデルであり、当該市において再生資源回収に従事する移動性買い付け人は再生資源業種協会で登記をしなければならぬというものである。再生資源業種協会は移動性買い付け人の氏名、住所、および身分証番号をありのまま登記し、かつ所在地の公安機関と再生資源回収管理部門へ報告し

て記録を残さなければならない。再生資源業種協会は、登記を済ませた移動性買い付け人に統一的な再生資源回収標識を与え、公安機関の交通管理部門の認可を経た移動買い付け車両および車両番号を与えなければならない（第一五条）。目下のところ国務院は「再生資源を回収管理するための条例（再生資源回収管理条例）の制定を検討しているが、移動性行商人の監視・管理問題も（同条例の）調整対象範囲内に含めるべきである。

このほか、試験都市である上海市は、廃棄電気器具・電子製品を回収する二種類のモデルを作り上げた。第一は、廃棄電気器具・電子製品を再生資源の一種ととらえ、総合的な再生資源回収企業が回収するというものである。第二は、廃棄電気器具・電子製品を専門的に回収するネットワークを作り、処理企業（有限会社上海電子廃棄物取引センター／上海電子废弃物交投中心有限公司）をトップ企業として、「廃棄電気器具・電子製品を」専門的に収集、分類処理するというものである。この二種類のモデルにおいては、いずれも電話による取引業務とインターネットを利用したオンライン取引業務が開設され、企業あるいは住民は、電話またはインターネットで申し込みをすると、戸別訪問取引サービスを

受けることができる。これは（従来の）移動性行商人による戸別訪問サービスに効果的に取って代わるものであった（注30）。

商務部は、第一回目の試験がもたらした効果に鑑み、二〇〇九年七月より、第二回目の再生資源回収体系を形成するための試験活動を組織的に展開し始めた。（商務部は）第二回目の試験単位として二九の都市と一一の集散市場を定め、都市周辺の地域社会の回収所、専門加工センター、および集散取引市場等（の各部分）を展開した。試験においては安全を強化し、労働者を保護し、環境保護施設を建設し、排出ゼロ・汚染ゼロの環境に配慮した発展を一步一步実現しなければならぬ（注31）。二回にわたる再生資源回収体系建設試験活動の重要な内容のひとつは、地域社会に便利で規範に適合した回収所を等しく建設し、これまで長らく用いられてきた移動性行商人を主とする回収方式を変えることである。こうした一新は、廃棄電気器具・電子製品の回収活動の規範化を直接促し、二次汚染の問題を効果的に解決することになる。

IV 将来の課題と展望

中国における廃棄電気器具・電子製品の回収処理の過程とは、深刻な制御不能〔状態〕から、政府が徐々にこれを重視するようになり、そして試験から立法規範へと向かう過程である。「廃棄電気器具・電子製品回収処理管理条例」の公布は、ひとつの転換と飛躍を示すものであるが、同条例はひとつの枠組みを定めた法規にすぎず、さらに一連の規則を制定し〔条例と〕合わせて実施する必要がある。このほか「条例」の規定には明らかに過渡的な語感が含まれているため、その枠組み的な制度も実践経験と修正を待たねばならない。今後、中国の廃棄電気器具・電子製品に関する法制建設は、以下のような課題に当面することになろう。

一 EPR原則の導入の程度

EPR原則はすでに各国の廃棄電気器具・電子製品の管理立法においてひとつの基本的な指導原則になっている。しかし今ごろになってEPR概念の発展および各国におけるEPR原則の受け入れの程度が、「同原則の」当初の意味から背離

してきている。経済協力開発機構（OECD）によるEPR研究は、三つの段階に分けられる。第一段階に発表された報告（一九九六年）は、EPRについて「生産者責任を、製品の生命周期が消費された後の段階まで引き延ばすこと（extension of the responsibilities of producers to the post-consumer stage of products' life cycles）」と定義した。EPRは廃棄物管理コスト（の負担者）を地方政府から生産者へと転換するための政策的手段であった（注32）。第二段階に発表された報告（一九九八年）は、「EPRは生産者責任を引き延ばすのみならず、生産者、消費者、政府、および他の関係者の間の責任を分担するものである（both extended and shared among producers and beyond by producers with consumers, governments, and other actors across society）」と強調した。しかし「いつか」は「生産者が最終的な責任（ultimate responsibility）を負う」という基礎の上に形成されるもので、かつ生産者と生産者責任組織（producer responsibility organisation, PRO）¹ および地方政府の一部が物理的責任を分担するという意味に限定されていた（注33）。第三段階に発表された政府活動の手引きは、生産者責任をさらに弱体化させた。すなわちEPRとは

「地方政府の物理的および／あるいは経済的責任 (physically and/or economically) のすべてあるいは一部 (fully or partially) を生産者へ転換するものである」と指摘したのである(注34)。つまり分担すべき責任を、物理的責任から経済的責任へと拡大し、経済的責任の分担を、生産者と消費者の間での分担から、生産者と地方政府の間での分担へと拡大することにより、「コストの完全内部化」から「部分的な内部化」へと拡大したのである(注35)。各国の実践状況を見ると、EPRの導入は、各利益主体による一種の駆け引きの過程であり、一般には当該国の経済水準、消費者の環境保護に対する意識や廃棄に関する習慣、産業界の承諾の程度と受け入れ能力、地方政府による廃棄物回収処理の歴史状況等の要素に基づき総合的に考慮したうえ、当該国にふさわしいEPRモデルを案出する。たとえば日本の「家電リサイクル法〔特定家庭用機器再商品化法〕」は、典型的な責任分担モデルである。すなわち製造業者は〔中古の家庭用電気製品を〕回収し再生循環させる物理的責任を負い、小売業者は自らが販売した製品の回収および下取り販売を行う物理的責任を負う。しかし運送費用と再生循環費用といった経済的責任は消費者が負い、不法投棄された廃棄製品を回収し再生循環

させる責任は地方政府が負う。「親の無い製品(「引き取るべき製造業者等が存せず、または当該製造業者等を確認することができない製品(同法第三三条二号)）」を回収し再生循環させる等の責任は指定法人が負うと定められている。

経済協力開発機構(OECD)の「EPR: 政府活動の手引き」に照らすと、中国の「条例」は大幅な割引をしてEPRを導入したといえる。すなわち生産者は、廃棄電気器具・電子製品の回収処理費用の補助金として用いられる廃棄電気器具・電子製品基金を納める経済的責任のみを負う。〔「条例」は〕物理的責任について、未だ生産者に回収や処理といった物理的責任を課しておらず、生産者が自ら、あるいは販売者、修理機構、販売後のアフターサービス機構、廃棄電気器具・電子製品の回収経営者に委託して、廃棄電気器具・電子製品を回収するよう奨励するのみである(第二三条一項)。分解処理について、「条例」が定めるモデルは、第三者すなわち廃棄電気器具・電子製品の処理資格を取得した専門企業が行うとしている。このほか「条例」は、販売者が回収義務を負わなければならないとは規定しておらず、消費者の責任については何ら規定していない。国家発展と改革委員会が二〇〇四年に公布した「不用または中古の家庭用電気製

品および電子製品の回収処理に関する管理条例(废旧家電及电子产品回收处理管理条例) (パブリック・コメント版草稿) に照らすと、立法者の本来の意図は、生産者と販売者に物理的責任を課そうとするものであった。すなわち(「条例」草稿には)、「生産者は自らあるいは資質を備えた処理企業に委託して不用または中古の家庭用電気製品を処理することができ」(第九条第二款)、「販売者と販売後のアフターサービス機構は、不用または中古の家庭用電気製品を回収し、資質を備えた処理企業へ売り渡す義務を有する」(第一条)、と定められており、かつ関連する罰則もおかれていた(第二三条、第二四條)。しかし(この「条例」草稿は)EPRを厳格に定めていたため、生産者と販売者の抵抗に遭い、「条例」は五年後によく登場することになったが、駆け引きの結果最終的に確定されたEPRは明らかに過渡的な色彩を帯びていた。しかし別の角度から見ると、これは中国の現在の国情に適合したものである。すなわち民間では不用または中古の物資を少しずつためては売るという習慣を長い時間をかけて作り上げてきたので、廃棄電気器具・電子製品の回収を主として(「これまでの習慣とは」逆の有償方式で行い、消費者に直接責任を課す、とりわけ経済的責任を

課す(という新方式)を短期間のうちに運用することは困難である。また電気器具・電子生産商の数が非常に多く、経済や技術に関する実力がまちまちであるため、現段階で物理的責任を課すことは企業の負担を過度に増やすおそれがあり、かつ分解処理業の規模拡大や規範化にとつても不利になる。しかしながら、生産者に物理的責任が課されなければ、環境に配慮した設計を行おうとする原動力は小さくなり(注36)、他方で生産者と回収・処理業者との間の協力関係は生まれない。また費用負担者と基金使用者は駆け引き関係にあるところ、政府は回収処理基金の徴収および使用方法を定めるに当たり、釣り合いのとれない情報という挑戦に直面し、管理コストが増加することになる(「各方面から調整困難なさまざまな要求が政府に寄せられるため、政府はその調整に手間取り、管理コストが増大してしまう」。このため将来的には、EPRは、順を追って一步一步進めるかたちで実施しなければならない。生産者が経済的責任のみを負う現状から、(「生産者が経済的責任を負う」と同時に物理的責任の一部あるいはすべてを負うよう一步一步移行すべきである。

二 回収体系の建設

中国ではこれまで長きにわたり「個人経営の行商人が中心となり」廃棄電気器具・電子製品を回収してきたが、この情勢を改めるため、政府はまず行政規則を通じて機関、事業単位、国営企業、および軍隊に対し、廃棄電気器具・電子製品を無償で引き渡すよう求めたが、これは単に廃棄電気器具・電子製品の流れのほんの一部を解決したにすぎず、「まだ」家庭と普通企業からは大量の廃棄電気器具・電子製品が生み出されている。下取り販売に関する財政部門の補助金を運用して経済を刺激する手法は、消費者と企業が廃棄電気器具・電子製品を取り引きすることを促した。これは疑いなく強力な措置であったが、財政部門の補助金には結局のところ財力と時間の制約があるため、下取り販売試験は内需を刺激し、規範に合った回収の手本を示す一時的な措置にすぎず、廃棄電気器具・電子製品の回収問題を根本から解決することではできない。ひとたび財政部門からの補助金が止まれば、消費者に對しどのように廃棄電気器具・電子製品の正しい取り引きを促すのであろうか。回収企業による廃棄電気器具・電子製品の引き渡し行為をどのように規範に合わせればよいのか。

市場化、利潤化、産業化、および規範化は、回収体系建設の長期目標とすべきである。このため政府は、回収企業が持続可能な回収体系を形成できるよう導くことに重点をおくべきである。再生資源回収体系試験が推進した、廃棄電気器具・電子製品を専門的に回収するネットワークを構築するモデル、および「地域社会の回収所——仕分けセンター——集散市場」モデル、とりわけ移動性行商人に対する指導とその規範的管理は、徐々に全国に普及させる価値がある。長い目でみると、その環境に与える効果は、政府の財政部門による補助金を用いた下取り販売方式よりも優れている。このほか、生産者は既存の販売経路を有するところ、こうした販売経路を通じて廃棄電気器具・電子製品を回収するのともうひとつの主要な方途となるはずである。「条例」の規定によれば、国は電気器具・電子製品の生産者が自ら、あるいは販売者、修理機構、販売後のアフターサービス機構、廃棄電気器具・電子製品の回収経営者に委託して、廃棄電気器具・電子製品を回収するよう奨励する、と定められている（第一条第一項）。この規定は、将来、生産者の物理的責任を徐々に推進させるのに有益であるが、これを着実に実行できるか否かは、これを強く奨励する措置と回収後の製品の流れを監視管

理する措置を組み合わせられるかどうかが鍵となる。

三 地方政府の責務

国外では、地方政府の主導のもとに廃棄電気器具・電子製品の回収・処理活動が管理されているのに対し、「条例」は、地方政府の職責について、計画の策定(第二一条)、廃棄電気器具・電子製品の処理資格の許可(第二四条)、および監督検査(第二五条)といった職責をあいまいなかたちで規定するにとどまる。中国の土地は果てしなく広く、各地の経済発展水準、産業分布、民衆の環境保護意識などには大きな隔たりがある。廃棄電気器具・電子製品の回収処理も、「地域により」さまざまな特徴や管理上の要求が現れているため、以下に示す各分野で地方政府の作用を強化する必要がある。(一) 地方政府が廃棄電気器具・電子製品の回収処理に関する地方性法規を制定する。具体的には、省レベルの人民代表大会が地方性法規を制定し、あるいは省レベルの政府が政府規則を制定し、以て当該地区における廃棄電気器具・電子製品の回収処理に関する実際の需要に適合させる。

(二) 地方政府が当該地区の廃棄電気器具・電子製品の流れ

の統計をとる。これは目下のところ、急いで完成させるべき基本業務である。(三) 地方政府が当該地区の廃棄電気器具・電子製品処理業の発展計画を立て、当該業種の支援政策を研究する。(四) 中古品検査・流通基準に基づき、地方政府が中古家庭用電気製品市場の動きを監督し、中古流通を名目に廃棄電気器具・電子製品が自ら勝手に処理されることを防止する。(五) 地方政府が当該地区の廃棄電気器具・電子製品処理企業を監視管理し、厳格に法律を執行する。各レベルの地方政府首脳については、環境保護と在職期間中の政治的業績の審査指標を連動させ「て評価し」なければならぬ。こうしてはじめて地方政府による環境法執行の効力を効果的に高めることができる。さらに違法な手作業工場に対しては、厳しい打撃を加えることではじめて、各種の経路を用いて回収される廃棄電気器具・電子製品を正規の処理工場へと流れるよう仕向けることができ、環境汚染問題を比較的徹底して解決することができる。(六) 地方政府が地域社会と協力し、民衆の環境教育を強化し、企業が地域社会に廃棄電気器具・電子製品回収所を設置するよう指導する。

資 本研究報告は、関西大学主催の「アジアの環境問題と日本

の役割」研究会（訳注②）において発表させていただいた講演原稿を修正したものである。片岡直樹教授、石田紀郎教授、孝忠延夫教授、および角田猛之教授より貴重な批評と指導をいただいた。ここに衷心より感謝申し上げたい。本研究は汕頭大学文科科研基金と広東省教育庁「育苗工程」若手研究者育成プロジェクト」より支援をいただいた（「広東省における廃棄電気器具・電子製品の回収処理法制建設に関する研究（广东省废弃电器电子产品回收处理法制建设研究」、番号は「SR09013 および wym09034」プロジェクト責任者は鍾衛紅）。ここに感謝の意を表する。

Acknowledgments:

This research report was revised based on the presentation made in the the (訳注②) seminar of “Environmental problems in Asia and role of Japan” held in Kansai University. I am grateful to Professor Naoki Kataoka, Professor Norio Ishida, Professor Nobuo Kocho, Professor

Takeshi Tsunoda for their helpful comments. This research was funded by a Liberal Arts Research Grant (SR09013) from Shantou University and a Breeding Project Grant (wym09034) from the Department of Education of Guangdong Province (the research theme: On the construction of legal system of Recovery and Disposal of Waste Electrical and Electronic Equipment in Guangdong province).

著者紹介

钟卫红（鍾衛紅）。中国汕頭大学法学院専任講師。研究領域は循環経済法、廃棄物処理法。

E-mail: zhongweihong@hotmail.com

原注

- (1) 国家统计局（国家统计局）『中国統計年鑑（中国統計年鑑）』（二〇〇八年）。
- (2) 国家環境保護部（国家環保部）「『廃棄電気器具・電

子製品回収処理管理条例」についての記者質問に対する、國務院法制辦公室・環境保護部責任者の回答（「國務院法制办、环境保护部负责人就〈废弃电器电子产品回收处理管理条例〉答记者问」）⁷ http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/200903/t20090310_135146.htm

(3) 「廃棄電氣器具・電子製品（废弃电器电子产品）（Waste Electrical and Electronic Equipment, WEEE）。これまで中国の研究者の多くはこれを「電子廃棄物（电子废物）」（E-waste）と称していたが、二〇〇九年に國務院が公布した「廃棄電氣器具・電子製品回収処理管理条例」は、欧州連合（EU）の WEEE 指令に関する規定を参照し、「廃棄電氣器具・電子製品」という用語を正式に採用した。国家環境保護部が二〇一〇年一月四日に公布し、四月一日より実施した国家基準である——「廃棄電氣器具・電子製品の処理に係る汚染制御技術についての規範（废弃电器电子产品处理污染控制技术规范）」（Technical specification of pollution control for processing waste electrical and electronic equipment）は、「廃棄電氣器具・電子製品」を、「製品」の所有者がすでに投げ捨てた、あるいは廃棄した電氣

器具・電子製品（その製品を構成するすべての部品、若干の部品からできている取り換え可能な部分、および材料を含む）、および生産・運送・販売の過程で生じる不合格製品、廃棄処分になった製品、および期限切れ製品」と定義した。このため、本稿で用いる「廃棄電氣器具・電子製品」の用語の範囲も、「廃棄電氣器具・電子製品の処理に係る汚染制御技術についての規範」付属文書 A に列記されている分類と目録を含むものである。すなわち、コンピュータ製品、通信設備、視聴製品と放送テレビ設備、家庭用および類似した用途の電氣器具製品、器械・計器および測量・監視制御製品、電動工具と電線・ケーブルなど七分類三九種類の製品、さらにこれらの製品を構成するすべての部品、若干の部品からできている取り換え可能な部分、および材料が含まれる。

(4) 徐錫金（徐锡金）・霍霞ほか「電子廃棄物分解地区の児童の血中鉛レベル（电子废弃物拆解地区儿童血铅水平）」『環境と健康雑誌（环境与健康杂志）』二〇〇六年一期。

(5) 「立法法」に基づくと、中国の法律体系は以下の部分から構成される。①法律（全国人民代表大会とその常務

委員会が制定する)、②行政法規(國務院が制定する)、③地方性法規(省、自治区、直轄市、自治区の人民政府がおかれている市、経済特区がおかれている市と國務院が批准した比較的大きな市、経済特区がおかれている省、市の人民代表大会およびその常務委員会が制定する)、④自治条例と単行条例(民族自治地方の人民代表大会が制定する)、⑤部門規則(部門規章)(國務院の各部、委員会、中国人民銀行、會計監督署(审计署)、および行政管理職能を備えた直屬機關が制定する)、⑥地方政府規則(地方政府規章)(省、自治区、直轄市、および比較的大きな市の人民政府が制定する)。

(6) 尤勇ほか「北京における電子廃棄物処理の概要紹介(北京電子廢棄物處置扫描)」『投資北京(投資北京)』二〇〇八年第六期三四頁、姚從容(姚从容)ほか「中国の都市における電子廢棄物回收處理の現状——天津市の調査より(中国城市電子廢棄物回收處理現狀——基于天津市的調查)」『資源科学(資源科学)』二〇〇九年第五期八三八頁、劉枚蓮(刘枚莲)ほか「広西における電子廢棄物回收の現状と問題の分析」『广西電子

廢棄物回收現狀与問題分析」『工業技術經濟(工業技術經濟)』二〇〇九年第六期二六頁、錢曉君(钱晓君)「成都市における電子廢棄物回收體系の探究——成都市再生資源回收體系の分析より(成都市電子廢棄物回收體系探究——基于成都再生資源回收體系的分析)」『大衆商務(大衆商務)』二〇〇九年第一四期二五七頁を参照。目下のところ中国政府は廢棄電氣器具・電子製品の流れに関する統計をとっていないため、今ある統計数値は、研究者が個別の都市を調査して得た数値に限定される。

(7) たとえば海爾グループ(海尔集团)、TCLグループ(TCL集团)、長虹グループ(长虹集团)など。

(8) 李広兵(李广兵)「電子廢棄物管理立法の研究(電子廢物管理立法研究)」『四川師範大學學報(社会科学版)(四川师范大学学报(社会科学版))』二〇〇六年第五期七三頁。

(9) 詳細な情況は、賴芸(赖芸)「台州における電子廢棄物調查研究報告(台州電子廢棄物調研報告)」『世界環境(世界環境)』二〇〇四年第三期五九頁、新浪網(新浪网)「広東清遠竜塘鎮、毎年百万トンの外国産ごみを回收処理」『东清遠竜塘鎮毎年回收處理百万吨洋垃圾』

を参照。 <http://news.sina.com.cn/c/2007-06-08/020213178501.shtml>

- (10) 中国財經信息网(中財網)「家庭用電気製品の下取り販売試験地を山東に選定、回収業は再編に直面(家電以旧换新试点选定山东、回收业面临洗牌)」 <http://www.022net.com/2009/6-13/483471232715240.html> (訳注 4)

- (11) 新華網(新华网)「電子『み第一鎮』の改变(电子垃圾第一鎮的救贖)」 http://news.xinhuanet.com/focus/2005-04/24/content_2864341.htm

- (12) 「青島市における不用または中古の家庭用電気製品・電子製品の回収処理試験に関する暫定規則(青島市废旧家電及电子产品回收处理试点暂行办法)」、「浙江省における不用または中古の家庭用電気製品・電子製品の回収処理試験に関する暫定規則(浙江省废旧家电及电子产品回收处理试点暂行办法)」、および「機関、事業単位、国有企業などにおいて不用または中古の家庭用電気製品・電子製品の回収処理活動を展開することに関する通知(关于在机关事业单位国有企业等开展废旧家电及电子产品回收处理工作的通知)」に分けられる。

- (13) 二〇〇八年二月一日から実施された「電子廃棄物による環境汚染を防止し管理するための規則(電子废物污染环境防治管理办法)」により、電子類危険廃棄物の関連活動に起因する環境汚染の防止には、「固体廃棄物による環境汚染を防止するための法律(固定废物污染环境防治法)」の危険廃棄物管理に関する規定(第二条第三項)を適用することがはじめて明らかになった。

- (14) 「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則(电子信息产品污染控制管理办法)」第三条第(一)款に基づくと、電子情報製品とは、電子情報技術を用いて製造される電子レーダー製品、電子通信製品、放送テレビ製品、コンピュータ製品、家庭用電子製品、電子測量器械製品、電子専用製品、電子部品および主要部品製品、電子応用製品、電子材料製品などの製品およびそれらの部品などの一〇種類を指す。電子情報製品には冷蔵庫、洗濯機、空気調節機等の家庭用電気器具製品などの製品(組み立て完成品)は含まれないが、一部の家庭用電気器具製品の組み立て部品は電子情報製品に属し、その販売時には単独の商品として「電子情報製品による汚染を制御・管理するための規則(电子信息产品污染控制

制管理辦法」の束縛を受ける。

(15) 「民法通則（民法通則）」に基づく、自然人が法律の認める範囲内において、法に基づき審査を経て登記を許可され、商工業経営に従事する場合、これを個人経営の商工业企业（个体工商户）という。自然人と個人経営の商工业企业との相違点は、商工管理部門によって監視・管理されるかどうかにある。自然人として廃棄電気器具・電子製品を処理する場合は、商工登記手続きをしていないため、商工部門はこれを監視・管理することができない。一方、「個人経営の商工业企业については」「個人経営の商工业企业の検査照合規則（个体工商户驗照辦法）」により、商工行政管理機關が毎年一定の時期に（一月一日から五月三十一日まで）、検査照合（驗照）方式を通じて、法律に基づき、前年度の個人経営の商工业企业の登記事項と経営状況を検査することで監視・管理をすることになっている。

(16) 「都市と農村における個人経営の商工业企业管理に関する暫定条例（城乡个体工商户管理暫行條例）」によると、個人経営の商工业企业は、資本、従業員、場所など

を登録する必要はない。経営能力を有する都市や町の業界人、農村の村民、および国家政策により認められたその他の人員は、個人商工経営への従事を申請でき、法律に基づく審査を経て登記が許可されると、個人経営の商工业企业となる。

(17) OECD. (2001). Extended and Shared Producer Responsibility: A Guidance for Governments. Paris: OECD, p18.

(18) これは、広東省貴嶼（貴屿）に見られるような家庭内手作業工場が多数集まっている地区のために特別に作られた規定である。貴嶼では二八の村のうち二一の村において、五五〇〇軒以上の家庭が電子廃棄物の分解・再生利用業に従事しており、原材料の買い付けから分解、再生利用へとつながる産業連鎖が形成されている。この産業連鎖が生み出す生産額は、鎮全体の工業総生産額の九〇パーセント以上を占めるため、「この産業は」当該地域の経済的基幹産業になっており、また農民にとってはおもな収入源になっている。このため「この産業を」取り締まる、あるいは短期間のうちに資格に合致する企業に転化することはきわめて困難である。資料の出典は、

貴嶼鎮政府「貴嶼鎮貴嶼における循環經濟發展に関する情況報告（貴嶼鎮貴嶼發展循環經濟的情況報告）」、
<http://www.guifu.gov.cn/zwzkdetail.asp?flag=industry&type=1&id=1>（訳注5）

- (19) テレビ一台四〇〇元、冷蔵庫（冷凍庫を含む）一台三〇〇元、洗濯機一台二五〇元、空氣調節機一台三五〇元、コンピュータ一台四〇〇元。

- (20) 購買者が中古の家庭用電氣製品を売り易くするため、中古の家庭用電氣製品の回収にはさまざまな回収方法が用いられている。家庭用電氣製品生産企業（販売後のアフターサービス機構）、販売企業、回収専門企業、および分解処理企業などはすべて、試験省・市の関連部門が組織する家庭用電氣製品下取り販売回収企業の入札募集活動に参加することができる。

- (21) 国家商務部（国家商務部）「十一ゴールデンウィーク（十一月一日国慶節の大型連休）後の家庭用電氣製品下取り販売が、また新記録を達成した（十一黄金周后家电以旧换新再创新高）」
<http://www.mofcom.gov.cn/article/subject/xiaxiang/subjectn/200910/20091006563189.html>「家庭用電氣製品下取り販売に

より回収された家庭用電氣製品が五〇〇万台を突破、回収利用の効果がはじめて現れる（家电以旧换新回收旧家电突破500万台・回收利用效果初现）」
<http://sygs.mofcom.gov.cn/article/af/201001/20100106747393.html>（訳注6）。「家庭用電氣製品下取り販売が加速、販売額二〇〇億元突破（家电以旧换新加速，銷售額突破200億元）」
<http://sygs.mofcom.gov.cn/article/af/201001/20100106760020.html>を参照（訳注7）。

- (22) 国家商務部（国家商務部）「山東省における不用または中古の家庭用電氣製品の買い付け量が大幅に低下（山东废旧家电收购量大幅下降）」
<http://sounsuo.mofcom.gov.cn/query/queryDetail.jsp?articleid=20090806474430&query=%E4%B5%A5%E6%97%A7%E6%8D%A2%E6%96%B0>

- (23) 王峰「家庭用電氣製品「下取り販売」における回収・分解のボトルネックを早急に解決すべきである（家电“以旧换新”，回收拆解瓶颈亟待解决）」『中国消費者報（中国消費者報）』二〇〇九年一月二六日。

- (24) 国家商務部（国家商務部）「商務部辦公厅、財政部辦公厅、環境保護部辦公厅、工商總局辦公厅による、家庭用

電気製品下取り販売活動に関連する問題についての通知

〔商务部办公厅、财政部办公厅、环境保护部办公厅、工商总局办公厅关于家电以旧换新工作有关问题的通知〕

(二〇〇九年一月一日發布) ‘ <http://www.mofcom.gov.cn/article/subject/xiaxiang/subjectm/200912/2009120665749.html>

- (25) 王漪「家庭用電気製品の下取り販売は「購入と引き取りを同時に行う」ことができたとしても、分解の段階に隠れた問題がある(家電以旧换新可“购收同步”，拆解存隐忧)」『北京商報(北京商報)』二〇〇九年一月一四日。

- (26) 国家商務部(国家商務部)「商務部は再生資源回収体系の建設を強力に推進する(商务部将大力推进再生资源回收体系建设)」 ‘ <http://syggs.mofcom.gov.cn/article/ztzzn/an/200602/20060201585312.html> (訳注 8)

- (27) 「商務部・財政部による再生資源回収体系の建設を加速度的に推進することに関する通知(商务部、财政部关于加快推进再生资源回收体系建设的通知)」(二〇〇九年三月二七日發布)を参照。 <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/200905/20090506217765.html>

cn/article/b/g/200905/20090506217765.html

- (28) 注(26)に同じ。

- (29) 杜歡政(杜欢政)「浙江省永康市における再生可能資源回収体系建设の実践(浙江永康可再生资源回收体系建设实践)」『電器(电器)』二〇〇七年第五期二六頁。

- (30) 詳細な情況は、国家商務部(国家商務部)の「上海市における再生資源回収体系建设試験の段階的查収通過に関する書簡(关于上海市再生资源回收体系建设试点工作阶段性验收的函)」を参照。 <http://syggs.mofcom.gov.cn/article/ztzzn/an/200812/20081205935423.html> (訳注 9)

- (31) 商務部(商務部)「商務部辦公厅の第二回再生資源回収体系建设試験活動を組織し展開することに関する通知(商务部办公厅关于组织开展第二批再生资源回收体系建设试点工作工作的通知)」 ‘ <http://syggs.mofcom.gov.cn/article/smzx/200906/20090606361778.html> (訳注 10)

- (32) OECD. (1996). Pollution Prevention and Control Extended Producer Responsibility in the OECD Area Phase1 Report. Legal and Administrative Approaches in Member Countries and Policy Options for EPR

Programmes. Paris: OECD, (OCDE/GD) (96) 48), p15-16.

(33) OECD. (1998). Extended and Shared Producer Responsibility. Phase2. Framework Report. Paris: OECD, (ENV/EPOC/PPC (97) 20/REV2), p19-20.

(34) 注 (17) に同じ。

(35) 吉野敏行「排出者責任と拡大生産者責任の理論」、山谷修作編著『循環型社会の公共政策』五二頁（中央経済社・二〇〇二年）。

(36) その好例のひとつが日本である。「家電リサイクル法〔特定家庭用機器再商品化法〕」が製造者に対し製品の再生利用義務を課す規定をおいているため、再生処理コストを下げるという原動力が働き、製造者は製品の設計・生産の各段階においてより一層環境要素を考慮することになる。たとえばプラスチック原料を減らしたり、長持ちする製品や分解しやすい製品を考案したり、さらには部品の標準化を推進し、部品数やねじ数を減らしたり組み合わせたりするなど、手作業による分解や個別処理がより容易にできるようにし、「以て」環境に配慮した設計をするという責任を果たすよう促したのである。

日本産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第一二回）配布資料「家電リサイクル法の施行状況について」・<http://www.meti.go.jp/committee/downloadfiles/g40917b60j.pdf>

訳注

〔訳注1〕 本稿原文には「关于加强废气电子设备环境管理的公告」とあるが、正しくは「关于加强废弃电子设备环境管理的公告」ではないかと推測されるので、後者に基づき訳してある。

〔訳注2〕 二〇〇九（平成二一）年一二月五日（土）一三時一七時半、関西大学尚文館一階マルチメディアAV大教室において開催された、三研究所（東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所）公開合同シンポジウム「アジアの環境問題と日本の役割」を指す。

〔訳注3〕 theが二度続くが、原文ママである。

〔訳注4〕 二〇一二年一月一三日現在、このURLで当該題目の文章を閲覧することはできないが、新天地静

脈産業園に関する別の文章を閲覧することができる。

(訳注5) 二〇一二年一月一三日現在、このURLで当該文章を閲覧することはできない。

(訳注6) 二〇一二年一月一三日現在、当該文書はつぎのURLで閲覧できる。http://itfs.mofcom.gov.cn/article/af/201001/20100106747393.html

(訳注7) 二〇一二年一月一三日現在、当該文書はつぎのURLで閲覧できる。http://itfs.mofcom.gov.cn/article/af/201001/20100106760020.html

(訳注8) 二〇一二年一月一三日現在、このURLで当該文章を閲覧することはできない。

(訳注9) 二〇一二年一月一三日現在、当該文書はつぎのURLで閲覧できる。http://itfs.mofcom.gov.cn/article/zizn/an/20081205935423.html

(訳注10) 二〇一二年一月一三日現在、当該文書はつぎのURLで閲覧できる。http://itfs.mofcom.gov.cn/article/smzx/200906/20090606361778.html

訳者あとがき

本稿の原文は、関西大学政策創造学部編『政策創造研究』第三号(二〇一〇年三月)四一〜五九頁掲載の、钟卫红「中国废弃电器电子产品回收处理进程及法制建设」である。本稿は、関西大学政策創造学部孝忠延夫教授、および原著者である钟卫红(鍾衛紅)教授のご快諾を得て試訳したものである。冒頭の目次と、本文および注に含まれる「」は、訳者が挿入した。翻訳にあたっては、曹維君先生より大変貴重なご指導をいただいた。心より深く御礼申し上げます。